

○栗原市建設工事等の競争入札参加者資格を定める基準

平成17年4月1日

告示第133号

改正 平成17年9月15日告示第222号の2

平成19年7月9日告示第130号

令和元年5月31日告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号）第4条第3項の規定により競争入札（一般競争入札又は指名競争入札）に参加しようとする者に必要な資格の基準に関し定めるものとする。

（平17告示222の2・一部改正）

（競争入札参加者の資格審査）

第2条 競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、競争入札に参加を希望するものについて、次に掲げる事項に関し審査し、定めるものとする。

(1) 経営に関する客観的事項

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

(2) その他市長が特に必要と認めた事項

（競争入札参加者の格付）

第3条 前条による審査の結果に基づき、別表第1の表の発注工事の種類欄に掲げる小分類の工事ごとに、条件欄に掲げる条件により、それぞれ等級欄に掲げる等級に区分するものとする。

(1) 工事施工能力の基準を経営事項審査総合評点及び1級技術者数により格付けする。

(2) 経営事項審査総合評点は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査により算定された総合評点とする。

(3) 1級技術者は、工事の種類に応じた建設業法第15条第2号イに定めるものをいう。

2 第1項による等級区分に基づき、別表第2の表の発注工事の種類欄に掲げる小分類の工事及び等級欄に掲げる等級に応じ、それぞれ請負工事金額の範囲欄に掲げる金額の範囲内の金額の請負工事の入札に参加させるものとする。

（平17告示222の2・一部改正）

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月15日告示第222号の2）

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年7月9日告示第130号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年5月31日告示第10号）
（施行期日）

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。
（栗原市工事共同企業体運用基準の一部改正）

2 栗原市工事共同企業体運用基準（平成17年栗原市告示第137号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1（第3条関係）

工事の種類		等級	条件	
大分類	小分類		経営事項審査総合評点	1級技術者数
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	850点以上	4人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	550点以上	1人以上
		C	549点以下	
建築工事	建築一式工事	S	850点以上	3人以上
		A	700点以上	2人以上
		B	550点以上	1人以上
		C	549点以下	
鋼構造物工事、 しゅんせつ工事	鋼構造物工事 しゅんせつ工事	S	850点以上	
		A	700点以上	
		B	699点以下	
とび・土工・コ ンクリート工 事、解体工事	とび・土工・コン クリート工事、解体工 事	A	700点以上	
		B	699点以下	
舗装工事	舗装工事	S	850点以上	3人以上
		A	700点以上	2人以上
		B	699点以下	
設備工事	電気工事、管工事、 機械器具設置工事 電気通信工事	S	850点以上	
		A	650点以上	
		B	649点以下	
その他工事	大工工事、左官工 事、石工事、屋根工 事、タイル・れん が・ブロック工事、 鉄筋工事、板金工 事、ガラス工事、塗 装工事、防水工事、 内装仕上工事、熱絶 縁工事 造園工事、さく井工 事、建具工事、消防 設備工事、清掃施設 工事	A	650点以上	
		B	649点以下	

別表第2（第3条関係）

工事の種類		等級	請負工事金額の範囲
大分類	小分類		
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	2,000万円以上
		A	1,000万円以上1億円未満
		B	500万円以上3,000万円未満
		C	1,000万円未満
建築工事	建築一式工事	S	3,000万円以上
		A	2,000万円以上1億5,000万円未満
		B	1,000万円以上5,000万円未満
		C	2,000万円未満
鋼構造物工事、 しゅんせつ工事	鋼構造物工事 しゅんせつ工事	S	3,000万円以上
		A	500万円以上1億円未満
		B	1,000万円未満
とび・土工・コ ンクリート工 事、解体工事	とび・土工・コンクリ ート工事、解体工事	A	500万円以上
		B	1,000万円未満
舗装工事	舗装工事	S	2,000万円以上
		A	500万円以上1億円未満
		B	1,000万円未満
設備工事	電気工事、管工事、機械 器具設置工事、電気通信 工事	S	5,000万円以上
		A	500万円以上1億円未満
		B	1,000万円未満
その他工事	大工工事、左官工事、石 工事、屋根工事、タイ ル・れんが・ブロック工 事、鉄筋工事、板金工 事、ガラス工事、塗装工 事、防水工事、内装仕上 工事、熱絶縁工事、造園 工事、さく井工事、建具 工事、消防設備工事、清 掃施設工事	A	500万円以上
		B	1,000万円未満